

第1回 猪名川町北部地域医療のあり方検討委員会議事録要旨

番号	発言者	意見内容
1	事務局	新たな取組としてのオンライン診療実証実験開始に向けた状況報告として、現状と課題について説明。事業委託業者はMRT株式会社。現在、実施に向けての調整として、電波状況・診療機器・診療報酬・処方箋窓口負担金支払いなど、調整確認を行っていることについて説明。手続きに関する調整は、伊丹健康福祉事務所の審査と許可が必要であり、進めている。課題として、「①猪名川町が進めるオンライン診療は、兵庫県下で初の取組であり、モデルがないことから確認が必要なこと・予想していなかった事案などもあり、開始が遅れていること。②患者様への説明」について説明。
2	A委員	現在、通院している患者は送迎してもらっているが、従来どおり、送迎してもらえるのか。対面診療でせいふうクリニックに受診する際も送迎はしてもらえるのか。
3	事務局	送迎できるように調整している。
4	A委員	オンライン診療をうける途中で、急変した場合、先生がかけつけてくれるのか。対面の場合であれば、すぐ内容がわかるが。
5	事務局	先生はせいふうクリニックでオンライン診療をしているので、そこから駆け付けるというのは時間的なものもあるので、できかねる。救急搬送や他の医療機関に受診していただく形になる。患者様にオンライン診療の説明を行う時に体調が悪いや何日前から様子がおかしいといった時はオンライン診療ではなくて、対面診療でせいふうクリニックに受診していただくといったことを説明する。
6	B委員	新規の患者が受診したいというのは可能か
7	事務局	基本的には新規の方は、まず、せいふうクリニックで対面で診察を行い、医師がオンライン診療でいだろうということで、オンライン診療を受けていただく。基本的なところは、オンライン診療の枠組みの中で主治医の先生の指示での対応。ただし、あくまでも実証実験段階で、「全てのケースがこういう形です」と前もって決まっているものではないというところは、一定のご理解をいただきたい。
8	C委員	初診からオンライン診療を行うことは法的に不可能ではないが、ある程度の情報がある状況であれば可能である。そうでなければ、他医療機関かせいふうクリニックに来ていただくことになる。現状、トライアルとして、難しいケースを想定・対応を考えるのではなく、安全なケースで実施を確認する。その時々によってケースバイケースかわってくると思うが、とりあえず、住んでいる方のオンライン診療をやるとするのは大事かと。将来的には、初診で色々な病状で来られた場合の対応や杉生診療所にすら来れない方にオンライン診療+αで考えないといけないと思っている。自分で車を運転できる方、家族が車で連れていける方は色んな所に受診できるので、その場合は希望に任せる。
9	B委員	訪問診療と緊急以外は、杉生診療所で対応し、対面診療の日程的なものは3か月に1回ぐらいのペースの定期診療でよいのか
10	C委員	対面診療に3か月に1回といったルールがあるわけではなく、診療の時に「実際に診たい」といったことがあれば、「今度はすみませんが、来てください」というようなお話をする。もっと、急ぐ状況であれば、急性期のある総合病院へ紹介状を書いて、話をするといったようなことをしたいと思っている。
11	B委員	日程的な話はこれからになると思うが、場所は杉生診療所の方で、機材を使った診療以上の血液検査、診療、検査などはせいふうクリニックでしていただいてという理解でいいんですね。
12	D委員	現在週1回の診療であるが、オンライン診療になったら、毎日になるのか？
13	事務局	現在の診療日がオンライン診療日にする。
14	C委員	うまくいくようであれば、もう少し広げないといけないのであれば考えたいと思うが、まずは実証。早くトライしたいですね。

第1回 猪名川町北部地域医療のあり方検討委員会議事録要旨

番号	発言者	意見内容
15	B委員	以前の会議の中で、車両に器具を積んで車両の中で診察するという話がでていたが、今回はそこまで考えていないのか。
16	C委員	そこまでは考えていない。法律的に過疎地域であれば、そのような形で行われているが杉生診療所がある場所は、過疎地域ではないという判断になっている。
17	B委員	いつ頃など日程はまだわからないか
18	事務局	遅れており、開始がいつからとは、まで申し上げられない。患者様すべてに説明してからと思っており、その間は対面診療を続けていただく。
19	B委員	患者への説明は杉生診療所に来た時に説明するのか。毎週説明に行くのか。家族が必要な場合はどうするのか
20	事務局	オンライン診療を受けていただくのに際して、同意が必要になるので、説明と同意をいただく。本人が理解できない場合は、家族に説明を行う。オンライン診療になったら、オンライン診療か、せいふうクリニックか他医院かを選択する必要がある。
21	B委員	予算措置は
22	事務局	一定額の予算措置は行っている。当初の見込みから変化しているので、過不足が生じてくる場合は、せいふう会と協議をしていく。次回の会議は12月頃を予定しているが、場合によっては、それ以前に集まっていたり、開催までせずとも、現状の情報提供の書面でお伝えさせていただく場合がある。
23	B委員	くれぐれも早目の情報提供を。会議の前に出していただいた方がよい。